

平成 2 7 年 2 月定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平成 2 7 年 2 月 1 3 日)

危 機 管 理 局

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
23年-19 (23.11.25)	危機管理局	島根原発1号機・2号機の 定期点検後の再稼働見合わせと3号機の建設凍結を求める意見書の提出について 反核・平和の火リレー鳥取 県実行委員会	○国への直接の要望（原子力規制庁、経済産業省） 国の責務として、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ安全対策の確保に万全を期するとともに、周辺地域において十分な説明を行い国民的理解が得られるよう、国に対して繰り返し強く要望している。 <国に対する主な要望内容> 【原子力行政における情報の透明化等について】 福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、原子力発電所の状況や放射性物質の影響等に関する緊密な情報共有など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。 【再稼働に向けての国の対応について】 川内原子力発電所の地元同意のプロセスについては地方それぞれの事情があつての判断であり、このプロセスが他の地域の再稼働判断のプロセスを規格化するものであつてはならない。 国は、再稼働の判断に当たっては、安全を第一義として地域の実情に応じた意見集約あるいは安全判断を行うこと。 【中国電力の周辺地域における対応について】 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導するとともに、再稼働に向けての一連の手続きに際し、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。 【新規制基準適合性審査について】 安道断層の活断層評価をはじめ、地震・津波について、最新の知見を反映し、改めて確認を行うとともに、島根原子力発電所2号機に係るフィルタベントや事故時における組織としての危機対応力などの新規制基準の適合性確認審査を厳正に行うこと。また、その結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民へ丁寧かつ十分に説明を行うこと。 【汚染水対策について】 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること（事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等）。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。 【周辺地域の意見を反映する仕組みについて】 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 【高経年化した島根原子力発電所1号機の安全対策について】 島根原子力発電所1号機について、高経年化を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。 (時期) 平成27年1/8～9, 2/10 平成26年1/14, 4/14, 7/9, 7/28, 11/20 平成25年1/8, 4/9, 7/2, 7/31, 10/24, 11/15, 12/18・19,

		平成24年4/11, 7/13, 7/31, 10/10, 10/24 平成23年3/15, 4/20/, 7/26, 10/13, 10/20, 12/20 ○立地県を通じた意見の提出 島根県と島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、鳥取県側の意見を聞き、理解し、誠実に対応していただくことの覚書を締結（平成25年11月7日）し、覚書に基づき島根県にも回答（平成25年12月17日）した。島根県知事が、原子力規制委員会に新規制基準に係る安全対策を要望（平成25年12月24日）した際、鳥取県からの意見も付された。 ※中国電力は、鳥取・島根両県の対応を受け、平成25年12月25日原子力規制委員会に適合申請を提出した。 本県は島根県と連携して、審査会合の傍聴や中国電力への聞き取りを行っているところ。 ○更に、本県同様の環境（原発周辺自治体）にある京都府と滋賀県を構成員とする関西広域連合及び全国知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会からも国に対し同様の要望をしている。
--	--	---